

## 生活・学習支援事業業務委託仕様書

### 1. 事業名称

生活・学習支援事業

### 2. 実施期間

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日  
（3 年間の長期継続契約）

### 3. 実施場所

箕面市立第四中学校開放教室内（箕面市石丸 1 丁目 1 7 番 1 号）

### 4. 事業目的

厳しい家庭環境で育つ児童が社会の一員として自立して生活していくために必要な力を身につけることができるよう支援することを目的とする。

具体的には、「子どもの居場所」の提供を行い、人や社会と関わる力を伸ばし、自己肯定感や自己有用感等を高めることを目標に、それらを育む環境と機会を提供するものとする。

### 5. 実施要件

#### （1）事業内容

- ①「子どもの居場所」の提供
- ②日常生活習慣の習得支援や生活指導
- ③学習習慣の定着等の学習支援
- ④社会性の育成
- ⑤食事の提供
- ⑥その他、箕面市教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が必要と認めるもの

#### （2）実施日時等

- ①実施する日時（児童を受け入れる日時）  
平日（月曜日から金曜日）の午後 4 時から午後 8 時まで  
なお、児童を受け入れるために準備を行う時間や、児童の迎えに伴う保護者対応に要する時間など、事業の実施にあたり必要な場合においては、この限りではない。
- ②実施しない日  
土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

1 月 2 日から同月 3 日までの日

12 月 29 日から同月 31 日までの日

教育長が指定する日

(3) 対象者

養育支援を必要とする生活困窮世帯（生活保護被保護世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助認定世帯、子どもの医療費助成制度における非課税階層に属する世帯）等に属する小学 1 年生から小学 6 年生までの児童

(4) 事業の案内及び利用方法

学校や教育委員会、福祉部門等の行政機関、社会福祉協議会、NPO 法人等の民間団体等の関係機関（以下、「関係機関等」という。）と連携し、協議の結果、養育支援が必要な児童やその保護者に対して、適切な関係機関や実施主体より本事業について案内する。なお、利用にあたっては、別に定める利用申請書（生活・学習支援事業利用申請書）を児童及びその保護者が記入の上、実施主体を経由し、教育委員会へ提出すること。

(5) 定員

20 名（1 日あたり）

(6) 食費

事業の実施にあたり、必要となる食費については、児童一人あたり一食 485 円（税込み）として、食事の提供を行うものとする。なお、精算方法については、「11. 委託料の精算」のとおりとする。

(7) 実施体制

以下の要件を満たすこと。

①管理者の配置（1 名）

事業の実施場所に、支援員の指導・調整、「子どもの居場所」運営に係る管理等の現場を総括する管理者を配置すること。

②支援員の配置（2 名以上）

児童に対して適切な生活支援や学習支援等ができる支援員を 2 名以上配置すること。なお、支援員のうち 1 名は管理者が兼ねることができる。

③支援補助員の配置（任意）

児童が 15 名以上利用する場合において、支援員の補助を行う支援補助員を 1 名以上配置することができる。

なお、管理者及び支援員、支援補助員（以下、「従事者」という。）は、子どもの権利を守り、子どもの福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であって、生活困窮世帯等に属する児童への支援の経験を有するなど、生活困窮世帯等に属する児童が抱える特有の不安やストレスに配慮できる知識や経験を

有する者を配置すること。

(8) 関係機関等との連携

実施主体は、関係機関等と情報交換の場を設け、状況を共有するとともに、支援内容について検討するなど連携を密にするものとする。

(9) その他

①実施主体は、児童及びその保護者から利用料等を徴収することはできない。

②効率的かつ効果的な運営に努めること。

③児童の安全管理を徹底すること。

④万が一の事故、児童の怪我、急病等が発生した場合は、適切な対応を実施の上、速やかに教育委員会へ報告すること。

⑤児童の健康状態の把握に努めること。体調が優れない様子の児童には、検温を行わせ、安静を保たせるとともに、必要に応じて保護者や教育委員会へ連絡すること。

⑥従事者に対して、防災、避難、救命救急、苦情、不審者対策、食中毒や感染症対策等の児童の集団の管理に必要な訓練を行い、あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等に適切な対応を行えるように備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアルを作成し、教育委員会へ提出すること。

⑦毎年度の緊急連絡体制について、当該年度の4月初旬に教育委員会へ提出するとともに、変更が生じた場合は速やかに教育委員会へ報告すること。

⑧事業実施上の事故や物損等に備え、必要な保険に加入するなどして適切な補償を行える体制を整えておくこと。

⑨児童やその保護者に対して、データや紙媒体等により、適切に情報発信を行うこと。

⑩児童やその保護者の意見・要望等を集約する方法を整え、適宜、本事業の管理・運営の参考とし、反映させ、事業の質の向上を図ること。また、その内容について教育委員会へ報告すること。

⑪児童やその保護者からの相談や問い合わせ、苦情等には、原則として実施主体が対応し、迅速かつ誠実で適切な対応を行うとともに、速やかに教育委員会へ報告すること。

⑫行政機関、議員等からの視察や見学等の受け入れを行うこと。

⑬施設及び備品類について、適切な維持管理を行うこと。物損等が生じた場合は、速やかに報告の上、修繕に係る費用を見積もり、教育委員会へ提出するとともに、修繕を実施すること。なお、年度額10万円（税込み）を超える修繕が必要となる場合は、本市と協議の上、超過する費用については実施主体の負担により修繕を実施すること。当該費用について、実施主体は、契約期間の満了又は契約書に基づく解除時においても、一切の費用を請求することはできない。

## 6. 研修

実施主体は、従事者に以下のような必要な知識を修得する研修を実施するほか、研修へ参加させること。なお、研修の実施にあたっては、実施計画を策定の上、研修終了後は報告書を作成し、教育委員会へ提出すること。

- (1) 本事業の趣旨、目的、業務内容及び服務規則について
- (2) 児童への理解と支援の方法について
- (3) 関係機関等との連携、調整について
- (4) 防災、避難、救命救急、苦情、不審者対策、食中毒や感染症対策等の児童の集団の管理に必要な知識や技術について
- (5) 児童の状況を把握し、支援方針を立てるための知識や技術について
- (6) 事例検討等による適切な支援の在り方について
- (7) 人権及びその他事業を実施する上で必要な知識等について
- (8) その他、業務上必要な事項について

## 7. 業務の引継ぎ

本事業の委託契約期間の満了又は契約書に基づく解除時には、事業の実施に支障がないよう、本市又は本市が指定する者に、速やかかつ適切に事業の実施によって得られたすべてのデータや紙媒体等の資料を含め、業務を引き継ぐこと。

## 8. 再委託

本事業の再委託については、以下に定めるものに限り可能とする。

- (1) 従事者に対する研修
- (2) その他、本市と協議の上、定めたもの

## 9. 費用負担

本事業の運営に係る経費（人件費、事務費等）は、実施主体が負担し、本市からの委託料で賄うものとする。

## 10. 委託料の支払い

実施主体は、36回を限度として委託料の支払いを請求することができるものとし、本市は、履行確認後、実績報告に応じて支払うものとする。

## 11. 委託料の精算

業務委託料内訳書に記載の金額を上限とし、実績に応じて一月ごとに委託料の精算を行うものとする。なお、児童数及び食事に係る精算については、以下のとおりとする。

(1) 児童数による精算

一月のうち、1日も15名以上の利用がなかった場合は、当該月の委託料から月額8万円（税込み）を減額するものとする。

(2) 食事に係る精算

「5. 実施要件（6）食費」に記載のとおり、児童一人あたり一食485円（税込み）とし、一月のうち、実際に要した食数を乗じて当該月の食事に係る精算を行うものとする。なお、年度額の上限を240万円とする。

1日に15名の児童が利用した場合の1日分の食費の計算方法は、以下のとおりとなる。

例：485（円）×15（名）＝7,275（円／日）

## 12. 実績報告

委託業務完了後は、以下の内容について、遅延なく本市に報告すること。

- (1) 事業実施状況、利用状況、事業成果
- (2) 事業経費等の収支状況
- (3) その他、教育長が必要と認める事項

## 13. 守秘義務

実施主体及び従事者は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせず、又は他の目的に使用せず、守秘するものとする。また、委託契約期間の満了若しくは契約書に基づく解除時、又はその職を退いた後も同様とする。

## 14. 個人情報の保護

実施主体及び従事者は、箕面市個人情報保護条例及び同規則を遵守し、個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）の漏洩防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

## 15. 任意の提案

実施主体は、事業内容に記載の業務の他、本事業の趣旨に沿った業務を提案することができる。なお、実施にあたっては、本市と協議の上、行うこと。

## 16. 補則

本仕様書は、本事業の実施にあたり必要な事項を明示したものであり、定めのない事項についても、事業の実施にあたり必要と認められる事項については、実施主体と本市が誠意をもって協議の上、最大限の努力を行い、決定するものとする。